

別 紙

答申第99号

答 申

1 審査会の結論

島根県人事委員会（以下「実施機関」という。）が一部非公開とした、本件異議申立ての対象となった以下の公文書（以下「異議申立対象公文書」という。）の非公開部分は、公開すべきである。

異議申立対象公文書

- ①第1315回人事委員会 議事録（平成22年5月27日）
- ②第1322回人事委員会 議事録（平成22年10月4日）
- ③第1325回人事委員会 議事録（平成23年2月7日）
- ④第1336回人事委員会 議事録（平成23年10月5日）
- ⑤第1337回人事委員会 議事録（平成23年10月9日）
- ⑥第1338回人事委員会 資料1（平成23年10月12日）

2 本件諮問に至る経緯

- (1) 平成23年12月28日に本件異議申立人より島根県情報公開条例（平成12年12月26日島根県条例第52号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づく公文書公開請求があった。
- (2) 本件公文書公開請求の内容は、「平成22年度及び平成23年度（本日まで）開催の人事委員会会議録・配付資料」である。
- (3) この請求に対して、実施機関は、平成24年1月5日付けで公開決定等の期間延長を行い、平成24年1月25日付けで、次のような決定を行った。
 - ア 対象公文書
 - 平成22年度人事委員会議事録（配付資料含む。）
 - 平成23年度人事委員会議事録（配付資料含む。）
 - イ 決定内容
 - 部分公開決定
 - ウ 公開しない部分及びその理由
 - 委員名
 - 議事録の発言委員名のうち、公開することにより、今後の率直な意見交換若しくは中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの（条例第7条第5号に該当）
 - その他
 - 別表のとおり（「異議申立対象公文書」に係る部分のみ記載）
- (4) この決定に対して、異議申立人は、対象公文書のうち「異議申立対象公文書」の部分公開決定を不服として平成24年2月29日に異議申立てを行った。
- (5) 実施機関は、条例第20条第1項の規定に従い、平成24年4月12日付けで当審査会に諮問書を提出した。

3 異議申立人の主張

(1) 異議申立ての趣旨

「異議申立対象公文書」の公開しない部分の非公開決定を取消し、その公開を求める。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の異議申立書、意見書等による主張の要旨は次のとおりである。(末尾の○囲み数字は別表を参照)

ア 条例第7条第5号該当性について

(ア) 発言者名・発言内容を公開しても、今後の率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとはいえない。よって、条例第7条第5号には該当しない。

(イ) 条例第7条第5号にいう「不当に」は、公開することによる公益と比較衡量してなお看過できない程度の支障があるということである。

(ウ) 県職員の給与や休日のあり方等は一般県民にとり官民格差の増大した昨今関心の高いところであり、議論を公開することの公益性は高い。(①)

(エ) 県民の間に看過できないほどの混乱を生じさせるおそれがあるとは、客観的かつ具体的にいえない。(①)

(オ) 委員会委員は自己の発言に責任を持つべきであり、議事録の発言者名を自ら公開して堂々と発言すべき。

(カ) また、委員会の意思決定は委員の合議によるのであり、一委員が主導したということにはならないのであって、意思決定を主導した者が特定されると不当な攻撃を受けるおそれがあるとは、客観的かつ具体的に考えていえない。

(キ) 「学校事務A」の試験問題のレベルについての委員長発言を公開しても、試験問題について公正な議論がなされているかを知ることのできる公益性と比較して、県民に混乱を生じさせるおそれが具体的にありとはいえない。(③-c)

(ク) 人事委員会勧告に対する一般的な議論であり、委員が責任をもって発言するために、発言者名を明らかにするのは当然である。また、そのために不当な攻撃を受ける具体的なおそれはない。(④⑤)

(ケ) 人事委員会勧告に対する一般的な議論であり、発言内容を公開することにより公正な議論が担保されると考える。県民の間に混乱を生じさせる具体的なおそれはないのであって、いたずらに県民が混乱するがごとき説明には、担当課による県民蔑視の視線が感じられる。(④⑤)

(コ) 他県及び国において既に決定されている内容であり、公開しても今後の率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとはいえない。よって、条例第7条第5号には該当しない。(⑥)

(サ) 時限的に他県において、公開請求の時点では既に決定されている内容であり、公開しても情報提供者との信頼関係を損なうおそれはない。

もし心配であるなら、第三者情報として他県に意見を求めればよいことである。(⑥)

イ 条例第7条第6号該当性について (③-a)

(ア) 委員長の発言内容を公開しても、事務遂行の円滑な実施に著しい支障があると

は認められない。よって、条例第7条第6号には該当しない。

(イ) 面接試験の評定項目の着眼点が推測される具体的な可能性は乏しく、著しい支障が生ずるとまではいえない。

ウ 条例第7条第2号該当性について (③-b)

(ア) 新たな受験対象年齢層の合格者の経歴について公開しても、特定の個人が識別されず、また、特定の個人の権利利益を害するおそれがあるとはいえない。よって、条例第7条第2号には該当しない。

(イ) 組み合わせる任命権者等の情報とは具体的にどのようなものか示しておらず、個人識別可能性があるということはできない。また、学歴職歴についての一般的な情報は公開しても特定の個人の権利利益を害するおそれがあるとはいえない。

エ その他

(ア) 公務員給与の関係等、一般論である部分についての議事録は公開されても然るべきである。

(イ) 原則公開の条例の目的並びに精神に基づいて、非公開理由は厳密に解釈し、できる限りは公開するのが条例にかなうものである。

4 実施機関の主張

実施機関の非公開理由説明書、意見陳述等による主張の要旨は次のとおりである。(末尾の○囲み数字は別表を参照)

ア 条例第7条第5号該当性について

(ア) 人事委員会内部における審議等における情報であって、公開することによって、県民の間に混乱を生じさせるおそれがあり、今後の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがある。(①③-c)

(イ) 発言者を公開することによって、意思決定を主導した者が特定され、または主導したとの印象を与えることとなり、不当な攻撃を受けるおそれがあり、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。(②④⑤)

(ウ) 人事委員会内部における意思形成過程での審議等における情報であって、公開することによって、県民の間に混乱を生じさせるおそれがあり、今後の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがある。

委員の率直な発言ではあるが、発言内容がそのまま公開されることにより、人事行政に関する第三者機関としての専門性に誤解を与えるおそれがある。(④)

(エ) 国の説明会での発言内容を述べたものであり、公開されると国の適正な事業の執行に著しい支障が生じるおそれがあり、また、国との信頼関係を損なうおそれがある。

国の説明会での発言を引用したものであるが、この発言は国の発言をそのまま引用したものではなく、国が意図した内容と違う意味で解釈されるおそれがある。(⑤)

(オ) 内部の検討資料とするために聞き取り等で収集した検討段階での情報であり、公開することによって、情報提供者との信頼関係を損なうおそれがある。

当該資料の内容は、聞き取りにより調査したものである。その数値については、調査時点での意思形成過程上のもので未確定の情報であり、公開を前提としたものではなく、情報提供者に確認するまでもなく公開できない。(⑥)

イ 条例第7条第6号該当性について

(ア) 発言内容は、職員採用試験の一部である面接試験の評定項目の着眼点を推測させるものであり、これが公開されると、面接試験の適正な遂行に著しい支障が生ずるおそれがある。(③-a)

ウ 条例第7条第2号該当性について

(ア) 学歴及び職歴は個人に関する情報である。(事務局の当該発言だけでは個人を直接識別できないが、任命権者等の情報と組み合わせることにより個人が識別されうる可能性がある。)

この発言と任命権者が公表する職員の採用年度、配属先等の情報(職員録、人事異動表等)や、任命権者が公表する以外の一般的に知りうる情報を組み合わせることにより、個人が特定される可能性がある。(③-b)

エ 「発言委員名」と「発言内容」の非公開の考え方について

公開することを原則とした上で、発言内容を公開することによって支障がある場合は「発言内容」を非公開としている。

一方、「発言委員」を非公開としたものは、意思決定を主導した者が特定され(あるいは主導したとの印象を与え)、その者が職員団体との折衝時などにおいて、圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換に支障を来すおそれがある。

5 審査会の判断

(1) 条例の基本的な考え方

条例の目的は、地方自治の本旨にのっとり、県民が県政に関し必要とする情報を適切に得ることができるよう、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、県政に関する情報の一層の公開を図り、もって県民に説明する責務を全うするとともに、県政に対する理解と信頼の下に県民参加による開かれた県政を推進することである。

条例の基本理念は原則公開であり、非公開とする情報の範囲を定めるに当たっての基本的な考え方は、請求者の権利と請求された公文書に情報が記録されている個人・法人・その他の団体の権利利益及び公益との調和を図ることにある。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

(2) 対象公文書について

本件異議申立の対象公文書は、「1 審査会の結論」に記載した「異議申立対象公文書」のとおりである。

(3) 条例第7条第5号該当性について

本号は、県の機関、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討、協議に関する情報についての非公開情報としての要件を定めたものである。

県等の内部又は相互間における審議、検討、協議における情報は、県民参加による開かれた県政の推進という情報公開制度の趣旨・目的からは、可能な限り公開されるべきである。しかしながらこれらの情報の中には、公開されると、外部からの

圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるもの、誤解や憶測を招き県民等の間に混乱を生じさせるおそれがあるもの、または投機を助長するなどして特定の者に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがあるものがあり、このような情報については非公開とする趣旨である。

以下、個別の非公開部分について本条本号該当性を検討する。

ア 発言委員名について

非公開部分は、②、④及び⑤の議事録の発言委員名の一部である。これらについて、実施機関は、発言者を公開することによって、意思決定を主導した者が特定され、または主導したとの印象を与えることとなり、不当な攻撃を受けるおそれがあり、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると主張しているため、これについて検討する。

本号に規定する「不当」とは、審議、検討又は協議に関する情報に照らし、検討段階の情報を公開することによる利益と支障を比較衡量し、公開することの公益性を考慮してもなお、その支障が看過しえない程度のものである場合をいう。

当審査会が該当の部分を見分したところ、発言内容はいずれも、実施機関の主張するような、意思決定を主導した者が特定されるとか、または意思決定を主導したとの印象を与えるようなものであるとは認められない。

したがって、発言委員名を公開しても、発言者が不当な攻撃を受けるおそれがあり、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとは認められないため、条例第7条第5号に該当しない。

イ ①について

非公開部分は、職員の休日及び休暇に関する規則の一部改正についての協議における事務局の発言である。

非公開とされた発言内容を当審査会が見分したところ、発言内容はこれまでの規則の改正時期に係る委員からの質疑に対して、その経緯を事務局が説明しているに過ぎないものと認められる。

したがって、これを公開しても、県民の間に混乱を生じさせるおそれや、今後の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるものとは認められないため、条例第7条第5号には該当しない。

ウ ③-cについて

非公開部分は、「学校事務」の試験区分（受験年齢）の見直しについての協議における委員長の発言である。

当審査会が見分したところ、発言内容は、試験区分（受験年齢）における課題を述べたに過ぎないものであると認められる。

したがって、これを公開しても、県民の間に混乱を生じさせるおそれや、今後の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるものとは認められないことから、条例第7条第5号には該当しない。

エ ④について

発言委員名以外の非公開部分は、人事委員会勧告についての協議における委員及び事務局の発言である。これについて、実施機関は、人事委員会内部における意思

形成過程での審議等における情報であって、公開することによって、県民の間に混乱を生じさせるおそれがあり、今後の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがある。また、委員の率直な発言ではあるが、発言内容がそのまま公開されることにより、人事行政に関する第三者機関としての専門性に誤解を与えるおそれがあると主張している。

当審査会が見分したところ、委員の発言内容は、人事委員会勧告を検討する段階での委員の率直な意見であり、人事行政に関する第三者機関としての専門性に誤解を与えるような内容であるとは認められない。また、事務局の発言についても、単に現状を述べたに過ぎないものであると認められる。

したがって、これを公開しても、県民の間に混乱を生じさせるおそれや、今後の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるものとは認められないため、条例第7条第5号には該当しない。

オ ⑤について

発言委員名以外の非公開部分は、人事委員会勧告についての協議における事務局の発言である。これについて、実施機関は、国の説明会での発言内容を述べたものであり、公開されると国の適正な事業の執行に著しい支障が生じるおそれがあり、また、国との信頼関係を損なうおそれがあると主張している。さらに、この発言は国の発言をそのまま引用したものではなく、国が意図した内容と違う意味で解釈されるおそれがあるとも主張している。

当審査会が見分したところ、事務局の発言内容は、実施機関の説明どおり国の説明会における内容を述べたものである。また、その発言自体は、国の発言そのまを引用したものではないことも認められる。

しかしながら、実施機関が推測的なものを含めて発言しているとしても、この内容を公開することによって、国の適正な事業の執行に著しい支障が生じ、国との信頼関係を損なうおそれがあるとは到底認められない。

また、その公開が県民の間に混乱を生じさせるおそれがあり、これにより今後の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるものとも認められないため、条例第7条第5号には該当しない。

カ ⑥について

対象の公文書は、中国5県及び国の状況に関する一覧表である。

実施機関は、この一覧表の非公開部分について、内部の検討資料とするために聞き取り等で収集した検討段階での情報であり、公開することによって、情報提供者との信頼関係を損なうおそれがある、と主張している。

また、当該資料の内容は、聞き取りにより調査したものであり、その数値については、調査時点での意思形成過程上のもので未確定の情報であり、公開を前提としたものではないため、情報提供者に確認するまでもなく公開できない、と主張している。

当審査会で見分したところ、対象公文書の非公開部分は、島根県以外の中国各県の人事委員会勧告の検討段階の情報全て、国の「行政職経過措置額」の部分及び島根県の「23年国公ラス」の部分である。実施機関の主張するとおり、当該資料の内容は、調査時点での意思形成過程上の情報である。

条例第7条第5号該当性について検討すると、本条本号に該当するためには、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、県民等の間に不当に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあると認められなければならない。

当該資料の内容は確かに、意思形成過程上の情報であるものの、公開請求時点では既に各県の人事委員会勧告は終了し、確定している内容である。したがって、これらを公開することによって、当該勧告に係る意思決定の中立性が不当に損なわれたり、不当な混乱を生じさせるおそれがあるとはいえない。

したがって、条例第7条第5号には該当しない。

なお、実施機関は意見陳述において、あくまで内部資料ということでデータを出し合っており、もし外に出るということになると、幾ら結果が同じになるとしても、情報交換自体がためられると主張している。また、島根県が情報を開示することになれば、今後各県は島根県に対しては情報の提供を控えようということになり、情報を入手しにくくなり、実際の勧告のときに勧告の形の情報が得られないのではないかというおそれがある、とも主張している。

これらの主張は、条例第7条第5号の非公開理由ではなく、同条第6号の非公開理由であると認められる。これらについては、原決定の非公開理由としては挙げられていないものの、念のため(4)イにおいて、その該当性を検討することとする。

(4) 条例第7条第6号該当性について

本号は、県の機関、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務・事業に関する情報について、当該事務・事業の内容及び性質からみて、公開することにより当該事務・事業の適正な遂行に著しい支障が生ずるおそれがあると認められる場合には非公開とすることを定めたものである。

本号に規定する「適正な遂行に著しい支障が生じるおそれがあると認められる」とは、公開のもたらず支障だけではなく、公開の必要性などの種々の利益について比較衡量した結果、公開することの公益性を考慮してもなお、適正な遂行に生じるおそれがある支障が看過し得ない程度のものをいう。なお、「著しい支障」とあるように、「支障」の程度については名目的なものではなく実質的なものであることが要求されるものである。

以下、該当の非公開部分について本号該当性を検討する。

ア ③-a について

非公開部分は、平成22年度職員採用（大卒程度）試験制度改正の効果についての協議における委員長の発言である。

実施機関は、発言内容は、職員採用試験の一部である面接試験の評定項目の着眼点を推測させるものであり、これが公開されると、面接試験の適正な遂行に著しい支障が生ずるおそれがあると主張している。

しかしながら、当審査会が見分したところ、発言内容は、面接試験において一般的に考慮されるであろう事柄を述べたものに過ぎず、評定項目の着眼点を推測させるまでの内容であるとは認められない。

したがって、これを公開しても面接試験の適正な遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるものとは認められないため、条例第7条第6号に該当しない。

イ ⑥について

対象公文書の非公開部分は、島根県以外の中国各県の人事委員会勧告の検討段階の情報全て、国の「行政職経過措置額」の部分及び島根県の「23年国公ラス」の部分である。

これらのうち、請求時点では既に中国各県の人事委員会勧告で公表されている内容が含まれている。具体的には、対象公文書の表の区分のうち「月例給」及び「特別給」の部分であり、これらについては公開することにより当該事務・事業の適正な遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるとは認められないため、条例第7条第6号には該当しない。

次に、表の区分のうち、「23年国公ラス」について検討する。「国公ラス」は、国（総務省）が例年、年末から年度末に全国の状況を一斉に公開しているものである。したがって、請求時点においては公表されておらず、公開すると事務・事業の適正な遂行に著しい支障が生ずる可能性があったということは否定できない。ただし、当該数値については、平成24年3月16日に「平成23年地方公務員給与実態調査結果の概要」として公表されており、現時点で公開することには、特段の支障があるものとは認められない。

その他の区分の項目について、一括して検討する。いずれもその内容は人事委員会勧告前の各県の人事委員会事務局等の内部検討段階でのものである。

実施機関は、あくまで内部資料であり、これを公開すると、幾ら結果が同じになるとしても情報交換自体がためらわれ、また、島根県が情報を開示することになれば、今後各県は島根県に対しては情報の提供を控えようということになり、情報を入手しにくくなり、実際の勧告のときに勧告の形の情報が得られないのではないかというおそれがある、と主張している。

条例第7条第6号に該当するといえるためには、公開のもたらす支障だけではなく、公開の必要性などの種々の利益について比較衡量した結果、公開することの公益性を考慮してもなお、適正な遂行に生じるおそれがある支障が看過し得ない程度のものでなければならない。さらに、「支障」の程度については名目的なものではなく実質的なものであることが要求される。

この点を検討すると、実施機関の主張する支障は、推測の域を出るものではなく、また、具体性を伴ったものではない。したがって、適正な遂行に生じるおそれが看過し得ない程度のものであり、その支障が実質的なものであるとは認めることができず、また、原則公開の条例の基本理念からしても、当審査会としては、条例第7条第6号には該当しないと判断せざるを得ない。

(5) 条例第7条第2号該当性について

本号は、基本的人権を尊重し個人の尊厳を守る立場から、個人のプライバシーを最大限に保護するため、個人に関する情報は非公開とすることを定めたものである。

また、個人のプライバシーの概念は抽象的でありその具体的な内容や保護すべき範囲が明確でなく、規定することは困難性が伴うことから、広く個人に関する情報について、特定の個人が識別され若しくは識別され得る情報は非公開とすること及び、個人識別性がない場合でもなお個人の正当な利益を害するおそれのある情報に

については、公開できないものであることを定めたものである。

以下、該当の非公開部分について本号該当性を検討する。

非公開部分は、平成22年度職員採用（大卒程度）試験制度改正の効果についての協議における事務局の発言である。

実施機関は、学歴及び職歴は個人に関する情報であり、事務局の当該発言だけでは個人を直接識別できないが、任命権者等の情報と組み合わせることにより個人が識別されうる可能性があるため公開できないと主張している。

当審査会が見分したところ、実施機関の主張どおり、当該発言だけでは個人を直接識別することはできないものである。この点に関して、実施機関は、任命権者等の情報と組み合わせることにより個人が識別され得る可能性があるため公開できないと主張している。しかし、一般的に知りうる情報として組み合わせることのできる、具体的な情報は示されなかったため、当審査会としてはその可能性があることを認めることはできない。

したがって、これを公開しても特定の個人が識別され、若しくは識別され得るとは認められないため、条例第7条第2号に該当しない。

(6) 以上から、冒頭「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表(異議申立公文書に係るもの)

非公開部分		非公開の理由		異議申立対象公文書
第1315回	協議第1号 職員の休日及び休暇に関する規則等の一部改正について	議事録の事務局の発言内容	県の機関・国等の内部における検討又は協議等に関する情報であって、公開することにより、今後の率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがあると認められるため。(第7条第5号該当)	①
第1325回	その他 1. 平成22年度島根県職員採用大学卒業程度試験制度改正の効果について 2. 「学校事務」の試験区分(受験年齢)の見直しについて	議事録の委員、事務局の発言内容	公開することによって、事務遂行の円滑な実施に支障が生じる恐れがあるため。(第7条第6号該当)	③-a
			個人に関する情報に該当するため(第7条第2号該当)	③-b
			県の機関の内部における検討又は協議等に関する情報であって、公開することにより、今後の率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがあると認められるため。(第7条第5号該当)	③-c
第1336回	協議第1号 人事委員会勧告について	議事録の委員、事務局の発言内容	県の機関の内部における検討又は協議等に関する情報であって、公開することにより、今後の率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがあると認められるため。(第7条第5号該当)	④
第1337回	協議第1号 人事委員会勧告について	議事録の事務局の発言内容	国の内部における検討又は協議等に関する情報であって、公開することにより、今後の率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがあると認められるもの。(第7条第5号該当)	⑤
第1338回	協議第1号 人事委員会勧告について	資料の中国5県の状況に関する他県のデータ及び国の経過措置に関するデータ	他県及び国の内部における検討又は協議等に関する情報であって、公開することにより、今後の率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがあると認められるため。(第7条第5号該当)	⑥

※第1322回(②)の非公開部分は発言委員名のみ

(諮問第115号に関する審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
平成24年 4月12日	実施機関から島根県情報公開審査会に対し諮問
平成24年 5月 1日	実施機関から非公開理由説明書を受理
平成24年 6月 4日	異議申立人の意見書を受理
平成24年 8月 2日 (審査会第1回目)	審議
平成24年 9月 6日 (審査会第2回目)	審議
平成24年10月25日 (審査会第3回目)	審議
平成24年11月15日 (審査会第4回目)	審議
平成24年12月20日 (審査会第5回目)	異議申立人から意見聴取
平成25年 1月24日 (審査会第6回目)	実施機関から意見聴取
平成25年 2月21日 (審査会第7回目)	審議
平成25年 3月28日 (審査会第8回目)	審議
平成25年 4月25日 (審査会第9回目)	審議
平成25年 5月30日 (審査会第10回目)	審議
平成25年 6月26日	島根県情報公開審査会が実施機関に対し答申

(参考)

島根県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
笠井 耕助	元（株）山陰中央新報社論説委員	会長代理
片岡 佳美	島根大学法文学部准教授	
藤田 達朗	島根大学大学院法務研究科教授	会長
丸山 創	弁 護 士	
本藤三世子	(財)しまね女性センター経営委員	H24. 10. 2まで
横地 正枝	行 政 書 士	H24. 10. 3から